

## 在籍型出向促進助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨の影響により、休業を余儀なくされている被災事業所等が労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条で定義される労働者をいう。以下同じ。）の雇用維持を図るため、雇用関係を維持したまま労働者を一時的に当該事業所等（以下、「出向元事業所」という。）から他の事業者の事業所（以下、「出向先事業所」という。）に出向させて就労させる、いわゆる在籍型出向を実施し、厚生労働省の産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）（以下、「国助成金」という。）の支給決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、在籍型出向促進助成金（以下「助成金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

(対象事業者)

第2条 助成対象となる事業者は、労働者を出向により送り出す事業主（以下、「出向元事業主」という。）及び当該労働者を出向により受け入れる事業主（以下、「出向先事業主」という。）であり、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 出向元事業主又は出向先事業主として国助成金の支給決定を受けていること。
- (2) 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- (3) 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (4) 雇用保険の適用事業者であること。
- (5) 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- (7) 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- (8) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者でないこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (13) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- (15) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(対象出向労働者)

第3条 助成の対象となる出向労働者は、国助成金支給要領『0303「対象労働者」』に規定する要件をすべて満たす者とする。

(助成額)

第4条 出向元事業主及び出向先事業主への助成額は、いずれも以下のとおりとする。

助成額	出向労働者1人あたり定額10万円 ※同一の出向先事業所につき500人分を上限とする。
-----	---

(助成金の支給申請等)

第5条 助成金の支給を受けようとする事業者は、以下の申請書類を提出しなければならない。ただし、原則として出向先事業主に係る申請書類の提出は、出向元事業主がまとめて行うこととする。

- (1) 在籍型出向促進助成金支給申請書(様式第1号)
- (2) 在籍型出向促進助成金支給要件確認申立書(様式第2号)
- (3) 在籍型出向促進助成金請求書(様式第3号)
- (4) 国助成金に係る支給申請書(国助成金支給要領様式第6号(1))の写し
- (5) 国助成金に係る出向元調書(国助成金支給要領様式第6号(2))の写し
- (6) 国助成金に係る出向先調書(国助成金支給要領様式第6号(3))の写し
- (7) 国助成金に係る支給対象別支給額算定調書(国助成金支給要領様式第6号(4))の写し
- (8) 国助成金に係る支給決定通知書(国助成金支給要領様式第7号)の写し
- (9) 機構が(1)から(8)の確認を行うために求めるその他の書類

2 助成金の支給にかかる申請期日は機構が別に定める日とする。

3 助成金の支給申請は前項に定める申請期日までの期間であれば、何度でも行うことができるものとする。ただし、当該申請額は、第4条に定める出向元事業主及び出向先事業主1者あたりの助成上限額を超えてはならない。

(助成金の支給決定、額の確定等)

第6条 機構は、第6条第1項に定める書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた助成額について、支給決定通知書又は不支給決定通知書により申請を行った事業者(以下「申請者」という。)に通知する。

2 申請者は、前項に基づく支給決定通知書又は不支給決定通知書が到達した後に、支給申請を行った当該同一の出向に係る新たな支給申請を行うことはできない。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、申請日から起算して10日以内であれば、申請を取り下げることができる。

2 申請者が前項の規定により助成金の支給申請を取り下げようとするときは、機構に対し支給申請取下げ届出書(様式第4号)をもって申し出なければならない。

(支給決定の取消し等)

第8条 機構は、次の各号に該当する場合には、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が、法令、本要綱、募集要領又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合

(2) 申請者が、偽りその他不正な行為により、本助成金を不正に受給した場合

(3) その他機構が申請者の助成金受給について、不相当であると判断するに至る事由が判明した場合

(助成金の返還)

第9条 機構は、助成金の支給を受けた者に対し、前条により支給決定を取り消した場合は、期限を定めて、既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 機構は、前項の助成金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の経理)

第10条 助成金の支給を受けた事業者は、出向を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第11条 機構は、本事業の適正を期するため必要があるときは、助成金の支給を受けようとするもしくは受けた事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(業務の執行)

第12条 第6条第1項、第8条、第9条及び第11条の業務については、機構職員のほか、県職員が自ら行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、助成金の支給に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

この要項は、令和6年11月20日から施行する。

この要項は、令和6年12月17日から施行する。